

運営指導における 主な指導事項

介護医療院 編

埼玉県福祉監査課

身体的拘束の適正化

1. 身体的拘束適正化のための指針について、必要事項を盛り込むこと。
2. すべての介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的に実施したことを明確に記録すること。
3. 緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察や再検討記録は、適切に記録すること。

施設サービス計画の作成

1. 施設サービス計画は、適切に利用者の同意を得ること。

事故発生の防止及び発生時の対応

1. 事故発生の防止のための指針について、必要事項を盛り込むこと。